



# 沢辺税理士事務所通信

平成 29 年 7 月 1 日号

NO.041

## 仮想通貨元年！？

今年に入って、仮想通貨に関するお問い合わせ(どのように申告すればいいか)が増えています。仮想通貨取引でかなり利益が出ておられる方が増えているのだと思います。ビットコインは今年の初めから約3倍、イーサリアムで約10倍、中には何十倍にもなっているものもあるようです。

正直、お問合せには困る部分があります。税務当局からも実務的な統一見解が出ていないからです。法人での取引だといいいのですが、個人での取引の場合の税務的な取り扱いの解釈が難解なのです…(>\_<)

ところで、**仮想通貨って何？**という方も多いのではないかと思います。私も少し前までそうでした。一般的な通貨(法定通貨)である円やドルなどは政府や中央銀行などが発行して、要するに「国がお墨付き」を与えているから価値があったわけです。仮想通貨には基本的に発行主体はいません。では何がその価値を保証しているかという、「暗号技術」です。**暗号技術の高さが、その価値を担保している**ということになります。具体的には、通貨そのものに取引履歴をくっつけたり、取引時に第三者が承認を行ったり(発掘、マイニングと言います)しています。

国の保証がない、というのはいかにも不安なのですが、デメリットばかりではなく、たとえば**中国の富裕層が「元」だけで財産を保有するのは政治上のリスクから不安なので、ボーダーレスな「ビットコイン」などの仮想通貨を購入している**、というの有名な話です。仮想通貨のボーダーレス(国境を超える)という特徴は、インターネットが普及していったスピードを見れば、今後いかに普及が見込まれるかの想像がつくというものです。

現状では仮想通貨は、取引媒体としては使える実店舗やネット上の店舗はそう多くありませんが、実験的に導入していくところも増えていくと思います。クラウドファンディング(インターネット上での不特定多数からの資金調達)に仮想通貨が使われるといった動きも出ているようです。ただ**今はそれよりも「値上がり益」をねらう投資(または投機)での需要が多い**と思います。

では早速取引を！と思われる方もいらっしゃると思いますが、取引所もまだまだ未成熟ではありません。大手の取引所(株式やFXの取引でいうところの証券会社)での口座開設であれば安全性に問題はあまりないとは思いますが、株式投資のような特定口座はもちろんありませんし、取引所によっては取引履歴の確認すらしづらいところもあるようで…。取引量が増えてきたときに履歴を把握しにくいのが、申告を複雑にさせそうなおいをプンプンさせているわけです…(^\_^)

とは言いましても、**今後普及がどんどん進んでいくことは間違いない**だろうと思っています。ただ、**詐欺まがいの仮想通貨や取引所も多く存在する**ようで…。ある日突然取引所のホームページが封鎖されて一切資金が引き出せなくなった、というような話を聞いております。くれぐれもご注意ください。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>